

令和3年(2021年)3月30日

長野県健康福祉部食品・生活衛生課 食品衛生係 乳肉・動物衛生係
(課長)吉田徹也 (担当)福井秀樹 橋井真実 飯塚春彦

TEL : 026-235-7155 (直通) 内線 2661 2656 2658

FAX : 026-232-7288

E-mail : shokusei@pref.nagano.lg.jp

「令和3年度長野県食品衛生監視指導計画(案)」に対する 県民の皆様からのご意見募集結果について

「令和3年度長野県食品衛生監視指導計画」の策定にあたりましては、県民の皆様からご意見を募集したところ、合計8件(3通)の貴重なご意見等をいただきました。

お寄せいただいたご意見とこれらに対する長野県の考え方につきましては、案件ごとに検討してまとめ、計画に反映させていただきました。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様には、厚くお礼申し上げます。

1 ご意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和3年(2021年)1月19日から令和3年(2021年)2月17日まで
- (2) 募集方法
郵送、ファクシミリ、電子メール、ながの電子申請
- (3) 受付数
8件(3通)
- (4) ご意見の内容と県の考え方は別紙「令和3年度長野県食品衛生監視指導計画(案)へのご意見と県の考え方」のとおり
(ご意見の内容が重複したものについては、まとめて回答させていただきました。)

令和3年度長野県食品衛生監視指導計画(案)へのご意見

お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
<p>食肉等を加熱調理する場合は十分加熱するとありますが、数字的に温度と時間が分かれば加熱不足と言う事もなくなるのではないかと思います。</p>	<p>腸管出血性大腸菌の食中毒を防止するため、事業者への立入検査や講習会を通じて加熱条件や調理器具の衛生的な取扱い等の食中毒防止対策を実施するよう指導しております。また、県のホームページでも事業者や消費者向けに食肉の加熱条件やトングの使い分け等の衛生管理について情報提供しております。今後も腸管出血性大腸菌による食中毒を防止するための具体的な衛生管理方法について情報提供に努めてまいります。</p>
<p>令和3年6月にHACCPに基づく衛生管理が義務化されることに伴い、事業者におけるHACCPに沿った衛生管理が積極的に取り入れられることとなります。HACCPはあくまでも管理の手段です。HACCPによる衛生管理が導入済みの施設であっても、継続して順守・維持されているかの定期検査を強化されることを希望します。また、小規模事業者に対するHACCPに準じた衛生管理の普及・推進は、より丁寧な支援が必要と考えます。引き続き順守・維持されるための指導・助言の強化に努めていただくことを希望します。</p>	<p>ご意見のとおり、HACCPに沿った衛生管理は導入することが目的ではなく、いわゆるPDCAサイクルによる継続的な改善活動が重要です。食品衛生監視員による立入検査は、衛生管理を客観的にCheck(評価)する機会でもあるため、本計画に基づいた監視指導を実施します。また、小規模事業者に対しては、立入検査や講習会の機会を通じて、規模や業種等に応じた丁寧な導入支援に努めてまいります。</p>
<p>HACCPに沿った衛生管理の実施主体は事業者ですが、衛生管理の「最適化」「見える化」をさらに促進するために、事業者支援の一方で、事業者の誠実な取り組み事例を「違反者の公表」と同じレベルで、各種媒体を通じて県民に伝えることを期待します。</p>	<p>事業者が取り組んでいるHACCPに沿った衛生管理については、「みんなの食品安全・安心会議」や「食品衛生親子体験事業」などのリスクコミュニケーションの場を通じて、県民の皆さまに情報共有できるよう努めてまいります。</p>
<p>事業者対象の研修や消費者への情報提供が常に「最新の知見」に基づくものであることが重要と考えます。「各種研修会」や「情報提供」の文言に「最新の知見にもとづく」旨を明記し、確実に実践されることを要望します。</p>	<p>長野県食品安全・安心条例の基本理念において、食品の安全性の確保は科学的根拠に基づき行われるべきとされています。自らの選択で豊かな食生活を送っていただくために、引き続き、正確かつ適切な食品の安全性に関する情報を提供し、県民の皆さまの安心につながるよう努めてまいります。そのためにも、「みんなの食品安全・安心会議」などのリスクコミュニケーションの場を今後も設けてまいります。</p>

令和3年度長野県食品衛生監視指導計画(案)へのご意見

お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
<p>食の安全を確保するためには、行政や食品等事業者だけでなく、消費者もそれぞれの責務や役割を果たすことが重要であると考えます。そのためには、正しい情報が迅速に届けられることが重要ですが、消費者が、情報リテラシーを身に着け、エビデンスのない情報に惑わされることのないよう、計画にある情報提供やリスクミが強化・継続され、基礎的な知識の習得につながることを期待します。</p>	<p>ご意見のとおり、長野県食品安全・安心条例の基本理念において、食品の安全性の確保は県及び食品関連事業者の責務のみならず、県民の皆さまの役割を果たすことにより行わなければならないとされています。引き続き、正確かつ適切な食品の安全性に関する情報を提供し、県民の皆さまの安心につながるよう努めてまいります。</p>
<p>みんなの食品安全・安心会議や食品衛生シンポジウム、食品衛生親子体験事業等の開催については、せっかくの機会ですので、さらにコミュニケーション機会を有効なものとするために、各取り組みの迅速な募集情報の公開や、オンライン等を取り入れる等、多くの市民が参加できるような工夫についての検討を希望します。</p>	<p>リスクコミュニケーション事業の参加者の募集等につきましては、概ね2か月前に公表するよう努めております。また、リスクコミュニケーション事業におきましては、正確な情報をわかりやすく提供するとともに、相互理解を深められるよう、毎年内容等の見直しを重ねております。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の状況により、実施の可否や実施方法を検討してまいります。今後も、リスクコミュニケーション事業を通じて、より多くの皆さまに食品の安全性等に関する正確な情報をお伝えし、相互理解が一層深まるよう努めてまいります。</p>
<p>いわゆる健康食品に対する注意喚起や、放射性物質への不安に対する認識（基礎的な理解）、輸入食品や残留農薬に対する不安についても、科学的な裏付けを基にした情報を共有することが「安心」の確保につながると考えます。エビデンスのない情報に振り回される事のないよう、消費者自身もフードチェーンの一員であることをふまえた上で、丁寧な情報提供とさらなる啓発活動をすすめ、積極的な情報提供が行われることを期待します。</p>	<p>長野県食品安全・安心条例の基本理念において、食品の安全性の確保は科学的根拠に基づき行われるべきとされ、県及び食品関連事業者の責務のみならず、県民の皆さまの役割を果たすことにより行わなければならないとされています。自らの選択で豊かな食生活を送っていただくために、引き続き、正確かつ適切な食品の安全性に関する情報を提供し、県民の皆さまの安心につながるよう努めてまいります。そのためにも、「みんなの食品安全・安心会議」などのリスクコミュニケーションの場を今後も設けてまいります。</p>
<p>「食品の安全」は消費者にとって重要な関心事です。ぜひ県のくらし安全・消費生活課と連携し、「消費生活サポーター」の皆さんに対しリーフレット配布のみならず、「食品の安全」情報についてメール配信で情報提供を行うなど、効果的な取り組みを希望します。</p>	<p>「消費生活サポーター」の皆さまには、くらし安全・消費生活課を通じ、当課の「食品衛生情報発信事業」(メーリングリスト)への登録に関するリーフレット等を配布してきております。今後も、食品の安全性等に関する情報を効果的に提供できるよう連携を図ってまいります。</p>